

健康企業応援・ダイバーシティ推進保証制度（略称：健康DS保証）について

（平成30年4月1日～）

従業員の健康増進に取り組む「健康企業経営」や、多様な人材が活躍する「ダイバーシティ経営」の推進等に積極的に取り組む中小企業者の資金調達をサポートすることを目的とする当協会の独自制度です。保証制度の概要は以下のとおりです。

○健康企業応援・ダイバーシティ推進保証制度（略称：健康DS保証）の概要

1. 保証対象者 従業員数5人以上であって、以下の①～⑩のいずれかの認定・登録等を受けている、または⑪～⑬のいずれかの取組みを推進している中小企業者

- ①「健康企業宣言の証」（協会けんぽ東京支部、健保連東京連合会）
- ②「健康企業チャレンジの証」（国民健康保険組合東京協議会）
- ③「くるみん」または「プラチナくるみん」（厚生労働大臣）
- ④「安全衛生優良企業」（厚生労働省）
- ⑤「えるぼし認定」（厚生労働大臣）
- ⑥「ユースエール認定」（厚生労働大臣）
- ⑦「とうきょう次世代育成サポート企業」（東京都）
- ⑧「TOKYO働き方改革宣言企業」（東京都）
- ⑨「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」（東京都）※過去認定企業も含む
- ⑩「東京都障害者雇用優良企業登録事業者」（東京都）
- ⑪ 従業員の健康診断受診率が80%以上、かつ診断結果に応じて再検査の受診も推進
- ⑫ 従業員に対し、メンタルヘルスに関する啓発・教育を実施
- ⑬ 女性、高齢者等の多様な人材を雇用し、ダイバーシティ経営を積極的に推進

2. 融資限度額 2億8千万円（組合は4億8千万円）

3. 対象資金 運転資金または設備資金

4. 保証期間 10年以内（据置期間1年以内を含む）

5. 責任共有 責任共有対象

6. 保証料率 以下の保証料率を適用

	保証料率区分								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率	1.61%	1.48%	1.31%	1.14%	0.97%	0.85%	0.68%	0.51%	0.38%

※有担保の場合、0.1%差し引いた保証料率を適用。

※中小企業の会計処理による保証料率割引については、当協会所定の定めによる。

7. 融資利率 金融機関所定の利率

8. 必要書類 通常の申込関係書類のほか、本制度所定の以下の書類が必要です。

・「健康企業応援・ダイバーシティ推進保証制度」申込書

9. 取扱期間 **平成31年3月31日（当協会保証申込受付分）まで**

（お客さま向けのリーフレットをご用意しています。リーフレットは[こちら](#)をご覧ください）